

新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～ 知の循環型社会の構築を目指して～ (答申の概要)

平成17年6月の諮問「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」を受けて審議を開始。平成18年12月の教育基本法改正による「生涯学習の理念」(第3条)、「家庭教育」(第10条)、「社会教育」(第12条)、「学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力」(第13条)等の規定の充実に踏まえた提言となっている。

< 第1部 > 今後の生涯学習の振興方策について

1. 生涯学習の振興への要請 - 高まる必要性と重要性

総合的な「知」が求められる時代 - 社会の変化による要請

社会の変化に対応していくためには、自ら課題を見つけ考える力、柔軟な思考力、身に付けた知識や技能を活用して複雑な課題を解決する力及び他者との関係を築く力に加え、豊かな人間性等を含む総合的な「知」が必要となる。また、その他、自立した個人やコミュニティ(地域社会)の形成への要請、持続可能な社会の構築への要請等を踏まえ、生涯学習振興の必要性が高まっている。

2. 社会の変化や要請に対応するために必要な力

次代を担う子どもたちに必要な「生きる力」

子どもたちに必要とされる「生きる力」は学校教育のみならず、実社会における多様な体験等と相まって伸長していくもの。子どもたちが学校の内外で、その発達段階に応じて「生きる力」を育むことができるような環境づくりが求められている。

成人に必要な変化の激しい時代を生き抜くために必要な力

成人についても、変化の激しい社会を、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を身に付けることができるよう、生涯にわたって学習を継続でき、その成果を適切に生かせる環境づくりが求められている。

3. 目指すべき施策の方向性

国民一人一人の生涯を通じた学習の支援 - 国民の「学ぶ意欲」を支える ～ 「個人の要望」を踏まえるとともに「社会の要請」を重視～

・今後必要とされる力を身に付けるための学習機会の在り方についての検討

子どもたちの学校教育外の学習の在り方について、「生きる力」を身に付ける上で、より効果的・効率的な社会教育のプログラムの在り方等について検討。成人についても、社会の変化に対応できる総合的な力について検討。

・多様な学習機会の提供及び再チャレンジが可能な環境の整備

「学び直し」や新たな学びへの挑戦、学習成果を生かすことが可能な環境を整備。

・学習成果の評価の社会的通用性の向上

民間事業者が提供する学習機会について、その学習内容や学習成果等の質の保証や評価を行う方策や、行政と民間事業者との連携方策等について検討。

社会全体の教育力の向上 - 学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり

・社会全体の教育力向上の必要性

子どもの「生きる力」や、変化の激しい社会を生き抜くための成人の力を育成するための環境づくりに社会全体で取り組むことが必要。

・地域社会全体での目標の共有化

どのような仕組みをつくってその教育力を向上させていくのか等について、地域社会の各関係者が、当該地域社会におけるニーズを踏まえ目標を共有化することが必要。

・連携・ネットワークと行政機能に着目した新たな行政の展開

ネットワークを構築することにより、必要としている者に行き届くきめ細かい対応をすること及び必要とされるところに「出向いていく」行政を推進することが必要。

4. 具体的方策

国民一人一人の生涯を通じた学習の支援 - 国民の「学ぶ意欲」を支える

今後必要とされる力を身に付けるための学習機会の在り方についての検討

- ・子どもの学校教育外の学習や活動プログラム等の在り方の検討

多様な学習機会の提供、再チャレンジが可能な環境の整備

- ・社会教育施設等を活用した多様な学習の場の充実
- ・相談体制の充実
- ・情報通信技術の活用
- ・再チャレンジ支援
- ・学習成果を生かす機会の充実

学習成果の評価の社会的通用性の向上

- ・履修証明制度等の活用
- ・多様な教育サービスの在り方やそのための質保証の在り方の検討

社会全体の教育力の向上 - 学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり

- ・身近な地域における家庭教育支援基盤の形成等
- ・家庭教育を支援する人材の養成
- ・学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組の推進（学校支援地域本部、放課後子どもプラン）
- ・学校・家庭・地域を結ぶPTA活動の充実
- ・地域の教育力向上のための社会教育施設の活用
- ・大学等の高等教育機関と地域の連携

5. 施策を推進する際の留意点

「個人の要望」と「社会の要請」のバランスの視点

「継承」と「創造」等を通じた持続可能な社会の発展を目指す視点

連携・ネットワークを構築して施策を推進する視点

< 第2部 > 施策を推進するに当たっての行政の在り方

1. 基本的な考え方

これまでの生涯学習の振興方策等について - 基本的な検討課題

- ・生涯学習、社会教育、学校教育の関係等について概念の整理が必要
- ・社会教育行政の大きな役割等に応じていくためには、社会教育を専門とする人材や施設等の在り方について検討が必要
- ・「社会の要請」について検討が必要
- ・学習成果の評価の方策について検討が必要
- ・改正教育基本法を踏まえた生涯学習振興行政・社会教育行政の見直しについて検討が必要

生涯学習の理念等についての基本的考え方

- ・社会教育行政や学校教育行政、首長部局において実施される生涯学習に資する施策等を総合的に調和・統合させるための行政が、生涯学習の理念を実現させるための生涯学習振興行政の固有の領域であること
- ・生涯学習振興行政において社会教育行政は中核的な役割を担うこと 等

2. 今後の行政の在り方 - 生涯学習振興行政・社会教育行政の再構築

国、都道府県及び市町村の任務の在り方等

教育基本法の改正を踏まえ、教育委員会の新たな役割の明確化（学校支援活動や家庭教育支援等）

社会教育を推進する地域の拠点施設の在り方

公民館・図書館・博物館の運営状況に関する評価及び改善、情報提供に関する規定の整備等に関する機能の活性化

生涯学習・社会教育の推進を支える人材の在り方

司書及び学芸員等の資格要件の見直しと研修に関する規定の整備等による社会教育に係る専門職員の資質向上

NPO、民間事業者等と行政の連携の在り方

地域の実態等に応じた積極的な連携、民間団体の情報収集や活動内容に関するデータベースの整備

地方公共団体における体制について

教育委員会と首長との関係、社会教育関係団体に対する補助金交付に関する地域の実情に応じた手続きの弾力化

国の教育行政の在り方

全国的な観点からの基本的な方針等の策定、横断的な「機能」に対応して柔軟に連携を支援する仕組みの検討 等

答申の主なポイント

社会の変化に対応した
総合的な知の必要性

地域の社会構造の変化

教育基本法の改正

「生涯学習の理念」(第3条)、「家庭教育」(第10条)、
「社会教育」(第12条)、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」(第13条)

新しい時代に対応した自立した個人や地域社会の形成に向けた
生涯学習振興・社会教育の必要性・重要性

学習成果の活用

国民一人一人の生涯を通じた
学習への支援

個人の要望 + 社会の要請

- 変化に対応し、社会を生き抜く力
（「生きる力」等）の育成
－学校外の活動プログラムの検討の充実
- 多様な学習機会、再チャレンジ可能な
環境の整備、相談体制の充実
－生涯学習プラットフォームの形成
- 学習成果の評価の通用性向上
－検定試験の質保証の仕組みの検討 等

「**知の循環型社会**」の構築

社会全体の教育力の向上

学校 + 家庭 + 地域

～地域の課題・目標の共有化～

- 身近な地域における家庭教育支援
－きめ細かな学習機会・情報の提供、相談対応
- 学校を拠点に地域ぐるみで子どもの
教育を行う環境づくり
－学校支援の仕組みづくり、放課後の居場所づくり
- 社会教育施設等のネットワーク化
－公民館、図書館、博物館等の活用
- 大学等との連携 等

新たな学習の需要

新たな施策

<制度>

○社会教育関係三法の改正

- ・教育委員会の新たな役割の明確化（学校支援活動や家庭教育支援等）
- ・司書及び学芸員等の資格要件の見直しと研修の充実 等

<事業による仕組みづくり>

○地域ぐるみで子どもの教育を行う環境づくり

- ・放課後子どもプラン、学校支援地域本部事業の推進

○学習成果の評価の仕組みづくり

- ・民間事業者が行う検定試験等に関する評価の客観性や質を担保する新たな仕組みづくり 等

教育振興基本計画について

～「教育立国」の実現に向けて～(答申)【概要】

我が国の教育をめぐる現状と課題

- 子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動、家庭・地域の教育力の低下などの課題が発生
- 「少子高齢化」・「環境問題」・「グローバル化」など国内外の状況の急速な変化

教育の果たすべき使命を踏まえ、改正教育基本法において新たに明記された教育の目標や理念の実現に向け、改めて「教育立国」を宣言し、教育を重視し、その振興に向け社会全体で取り組むことが必要

今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

- ① 義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる
 - ・公教育の質を高め、信頼を確立する
 - ・社会全体で子どもを育てる
- ② 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる
 - ・高等学校や大学等における教育の質を保証する
 - ・世界最高水準の教育研究拠点を重点的に形成するとともに、大学等の国際化を推進する

今後10年間を通じて、目指すべき教育の姿を実現するために、必要な予算について財源を確保し、欧米主要国と比べて遜色のない教育水準を確保すべく教育投資の充実を図ることが必要

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

<基本的考え方>

教育に関する政策を横断的に捉え直し、その総合的な推進を図る。その際、各施策を通じてPDCAサイクルを重視し、より効率的で効果的な教育の実現を目指す

(取組全体を通じて重視する考え方)

- ①「横」の連携:教育に対する社会全体の連携の強化
- ②「縦」の接続:一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現
- ③国・地方それぞれの役割の明確化

<施策の基本的な方向>

基本的方向1:社会全体で教育の向上に取り組む

基本的方向2:個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

基本的方向3:教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

基本的方向4:子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

※ 上述の基本的方向性に基づき、75項目にわたる施策を体系化するとともに【別紙②参照】、それらの施策の中で特に重点的に取り組むべき事項【別紙①参照】を明示

施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

計画実施における国・地方公共団体の役割、教育に対する財政措置、教育行政に対する国民の参画、新しい課題への対応、進捗状況の点検及び計画の見直し、について記載

特に重点的に取り組むべき事項

◎ 確かな学力の保証

- ・新学習指導要領の円滑な実施を図るとともに、そのための教職員定数の改善をはじめとする教職員配置、教科書・教材、学校の施設・設備など教育を支える条件整備を着実に実施する
- ・児童の学力・学習状況を把握するため、全国学力・学習状況調査を継続的に実施する

◎ 豊かな心と健やかな体の育成

- ・道徳教育に関して、学習指導要領の趣旨を踏まえた適切な教材が教科書に準じたものとして十分活用されるよう、国庫補助制度を早期に創設する
- ・新学習指導要領により、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国の郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うため、我が国や郷土の伝統・文化を継承・発展させるための教育を推進する
- ・子どもたちの体力を上昇傾向に転ずることを目指して、体力の全国的な状況について把握・分析を行い、その結果を踏まえ、学校や地域における体力向上の取組を推進する
- ・全国の小・中・高等学校において、様々な体験活動を行う機会の提供について推進するとともに、読書活動を推進する
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、いじめ等の問題行動等に対する取組を推進する
- ・認定こども園の認定件数2,000件以上を目指し、運用改善など必要な支援を講じる

◎ 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり

- ・メリハリのある教員給与体系を実現する中でのがんばる教員の処遇の充実、教員養成課程や多様で質の高い人材確保のための採用方法の改善、厳格な人事管理や研修の充実の促進、教員免許更新制が円滑に実施されるよう必要な取組等を行う。
- ・教員の子どもと向き合う環境づくりを行うために、必要な教職員定数を措置するとともに、退職教員や経験豊かな社会人などの外部人材の活用、現場のICT化などの取組を支援する

◎ 手厚い支援が必要な子どもの教育の推進

- ・小・中学校に在籍する障害のある児童生徒に対する「個別の指導計画」等の作成する
- ・学校内外における相談体制の整備など、不登校の子ども等の教育機会を支援する

◎ 地域全体で子どもたちをはぐむ仕組みづくり

- ・子育てに関する学習機会や情報の提供などの家庭教育に関する総合的な取組を、関係機関が連携して行えるよう促す
- ・広く全国の中学校区で、地域が学校を支援する仕組みづくり(学校支援地域本部)の実施を促す
- ・広く全国の小学校区で、放課後等の子どもたちの学習・体験活動等の場づくり(「放課後子どもプラン」)の実施を促す

◎ キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供の推進

- ・職場体験学習などのキャリア教育を推進し、すべての専門高校において、職業教育の活性化を促す
- ・大学・短期大学、高等専門学校・専修学校等における実践的な職業教育を促す
- ・大学等と産業界等との連携による取組への支援による大学等における社会人受入れを促す

◎ 大学等の教育力の強化と質保証

- ・学士課程で身に付ける学習成果(「学士力」)の達成等を目指し、厳格な成績評価システムの導入や、教員の教育力の向上のための実効ある取組を全大学等で展開していくよう優れた取組を支援する
- ・国公私を通じた大学間の連携により、各大学等の教育研究資源を有効に活用し、地域貢献等を行う取組を支援する

◎ 卓越した教育研究拠点の形成と大学等の国際化の推進

- ・世界的な卓越した教育研究拠点の形成を目指し150拠点程度を重点的に支援する
- ・2020年頃の実現を目途として「留学生30万人計画」を策定し、計画的に推進を図り、今後5年間においては、留学生の大幅な増加を目指す

◎ 安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障

- ・大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊の危険性が高い小中学校等施設(約1万棟)について、優先的に耐震化を支援し、計画期間中のできる限り早期に図られるよう要請する
- ・地域のボランティアや関係機関等との連携により、子どもの安全・安心や食育など健やかな心身を育む取組を推進する
- ・就園奨励費、幼児教育無償化の歳入改革にあわせた総合的検討や、奨学金、就学援助、私学助成などを通じ、教育機会の保障を図る

基本的方向に基づき今後5年間に取り組むべき施策について

基本的方向1：社会全体で教育の向上に取り組む

①学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる

- ◇地域ぐるみで学校を支援し子どもたちをはぐむ活動の推進
- ◇家庭・地域と一体になった学校の活性化
- ◇放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり
- ◇青少年を有害環境から守るための取組の推進
- ◇関係機関の連携による子供、若者、家庭等に関する支援の推進
- ◇企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大

②家庭の教育力の向上を図る

- ◇子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の推進
- ◇幼稚園等を活用した子育ての支援の推進

③人材育成に関する社会の要請に応える

- ◇地域の人材や民間の力を活用したキャリア教育・職業教育、ものづくりなど実践的教育の推進
- ◇専門高校等における職業教育の推進
- ◇大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等における専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成の推進
- ◇産業界・地域社会との連携による人材育成の強化

④いつでもどこでも学べる環境をつくる

- ◇図書館・博物館の活用を通じた住民の学習活動や個人と地域の自立支援の推進
- ◇公民館等の活用を通じた地域の学習拠点づくり
- ◇持続可能な社会の構築に向けた教育に関する取組の推進
- ◇人権教育の推進、社会的課題に対応するための学習機会の提供の推進
- ◇地域住民に身近なスポーツ環境の整備
- ◇「学び直し」の機会の提供と学習成果を社会で生かすための仕組みづくり

基本的方向3：教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

①社会の信頼に応える学士課程教育等を実現する

- ◇社会からの信頼に応え、求められる学習成果を確実に達成する学士課程教育等の質の向上
- ◇共通に身に付ける学習成果の明確化と分野別教育の質の向上
- ◇高等学校と大学等との接続の円滑化

②世界最高水準の卓越した教育研究拠点を形成するとともに、大学院教育を抜本的に強化する

- ◇世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成
- ◇大学院教育の組織的展開の強化
- ◇若手研究者、女性研究者等が活躍できる仕組みの導入

③大学等の国際化を推進する

- ◇留学生交流の推進 ◇大学等の国際活動の充実

④国公立大学等の連携等を通じた地域振興のための取組などの社会貢献を支援する

- ◇複数の大学間の連携による多様で特色ある戦略的な取組の支援
- ◇生涯を通じて大学等で学べる環境づくり
- ◇地域の医療提供体制に貢献するための医師育成システムの強化

⑤大学教育の質の向上・保証を推進する

- ◇事前評価の的確な運用
- ◇共通に身に付ける学習成果の明確化と分野別教育の質の向上<再掲>
- ◇大学評価の推進

⑥大学等の教育研究を支える基盤を強化する

- ◇大学等の教育研究を支えるとともに、高度化を推進するための支援
- ◇大学等の教育研究施設・設備の整備・高度化
- ◇時代や社会の要請に応える国立大学の更なる改革

基本的方向2：個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

①知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する

- ◇学習指導要領の改訂と着実な実施
- ◇総合的な学力向上策の実施 ◇教科書の改善
- ◇全国学力・学習状況調査の継続実施とその結果を活用した学校改善への支援等
- ◇学校現場の創意工夫による取組への支援

②規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる

- ◇道徳教育の推進 ◇伝統・文化等に関する教育の推進
- ◇環境教育の推進
- ◇勤労観・職業観や知識・技能をはぐむ教育(キャリア教育・職業教育)の推進
- ◇体験活動・読書活動等の推進
- ◇いじめ等の問題行動等に対する取組の推進
- ◇不登校の子ども等の教育に対する支援
- ◇子どもの体力向上に向けた総合的な方策の推進
- ◇食育の推進、地域の医療機関等との連携による心身の健康づくり

③教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境をつくる

- ◇メリハリある教員給与体系の実現
- ◇教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり
- ◇教員養成・研修等の推進 ◇教員免許更新制の円滑な実施
- ◇教員評価の推進 ◇優秀教員表彰の推進
- ◇指導が不適切な教員に対する厳格な人事管理

④教育委員会の機能を強化するとともに、学校の組織運営体制を確立する

- ◇教育委員会の責任体制の明確化 ◇市町村への権限の移譲
- ◇新しい職の設置等による学校の組織運営の改善
- ◇学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善
- ◇家庭・地域と一体になった学校の活性化<再掲>

⑤幼児期における教育を推進する

- ◇認定こども園の活用など幼児教育を受けられる機会の提供の推進
- ◇幼児教育全体の質の向上
- ◇幼児教育の無償化の検討を含む保護者負担の軽減
- ◇幼稚園等を活用した子育てへの支援の推進<再掲>

⑥特別なニーズに対応した教育を推進する

- ◇特別支援教育の推進
- ◇外国人児童生徒等の教育及び海外子女教育の推進

基本的方向4：子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

①安全・安心な教育環境を実現する

- ◇学校等の教育施設の耐震化等の安全・安心な施設環境の構築
- ◇地域のボランティア等との連携による学校内外の安全確保
- ◇放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり<再掲>

②質の高い教育を支える環境を整備する

- ◇学校図書館の整備の推進 ◇教材の整備の推進
- ◇学校の情報化の充実
- ◇教育に関する研究成果等の蓄積・活用

③私立学校教育を振興する

- ◇私学助成の推進 ◇学校法人に対する経営支援

④教育機会の均等を確保する

- ◇奨学金事業等の充実
- ◇学生等に対するフェローシップ等の経済的支援の推進
- ◇幼児教育の無償化の検討<再掲>
- ◇私学助成の推進<再掲>
- ◇民間からの資金の受入れ促進等のための取組の推進

「学士課程教育の構築に向けて」

中央教育審議会答申の概要

1. 基本的な認識

- グローバル化する知識基盤社会において、学士レベルの資質能力を備える人材養成は重要な課題である。
- 他方、目先の学生確保が優先される傾向がある中、大学や学位の水準が曖昧になったり、学位の国際的通用性が失われたりしてはならない。
- 各大学の自主的な改革を通じ、学士課程教育における3つの方針の明確化等を進める必要がある。

2. 主な内容

【現状・課題】

(1) 学位授与の方針について

- ・他の先進国では「何を教えるか」より「何ができるようになるか」を重視した取組が進展
- ・一方、我が国の大学が掲げる教育研究の目的等は総じて抽象的
- ・学位授与の方針が、教育課程の編成や学修評価の在り方を律するものとなっていない
- ・大学の多様化は進んだが、学士課程を通じた最低限の共通性が重視されていない

【改善方策の例】

- ・大学は、卒業に当たっての学位授与の方針を具体化・明確化し積極的に公開
- ・国は学士力に関し、参考指針を提示

〔学士力に関する主な内容〕

1. 知識・理解（文化、社会、自然等）
2. 汎用的技能（コミュニケーションスキル、数量的スキル、問題解決能力等）
3. 態度・志向性（自己管理能力、チームワーク、倫理観、社会的責任等）
4. 総合的な学習経験と創造的思考力

(2) 教育課程編成・実施の方針について

- ・学修の系統性・順次性が配慮されていないとの指摘
- ・学生の学習時間が短く、授業時間外の学修を含めて45時間で1単位とする考え方が徹底されていない
- ・成績評価が教員の裁量に依存しており、組織的な取組が弱いとの指摘

- ・順次性のある体系的な教育課程を編成
- ・国は分野別のコア・カリキュラム作成を支援
- ・学生の学習時間の実態を把握した上で、単位制度を実質化
- ・成績評価基準を策定し、GPA等の客観的な評価基準を適用

(3) 入学者受入れの方針について

- ・大学全入時代を迎え、入試によって高校の質保証や大学の入口管理を行うことが困難
- ・特定の大学をめぐる過度の競争
- ・総じて、学生の学習意欲の低下や目的意識が希薄化

- ・大学は、大学と受験生のマッチングの観点から入学者受入れ方針を明確化
- ・入試方法を点検し、適切な見直し
- ・初年次教育の充実や高大連携を推進

(4) その他

- ・ファカルティ・ディベロップメント（FD）は普及したが、教育力向上に十分つながっていない
- ・設置認可は弾力化されたが、質保証の観点から懸念すべき状況も見られる
- ・これらの活動に係る財政支援が不可欠

- ・教員、大学職員への研修の活性化と、教員業績評価での教育面の重視
- ・自己点検・評価の確実な実施、分野別質保証の枠組みづくりのため日本学術会議への審議依頼等の質保証の仕組みを強化
- ・財政支援の強化と説明責任の徹底